平成２５年（フ）第２６２号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地２　ガーデンハイツ緑町106号室
債務者　長谷部年彦
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９５号
愛媛県松山市新石手234番地の３
債務者　高石　朋武
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
三重県三重郡朝日町大字柿1077番地１　コーポラス北斗Ｉ101
債務者　水谷とし子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
北九州市門司区葛葉１丁目３番22号
債務者　上杉産業こと　上杉　浩之
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８９号
群馬県安中市中野谷2875番地７
債務者　遠間　栄二
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟木　　諒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目２番５―502号
債務者　吉田　政秋
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５５号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼188番地１、前住所宮城県石巻市蛇田字太田切25番地の１
債務者　今野　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
島根県出雲市大社町杵築北2968番地１
債務者　石飛　昭夫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３２４号
北海道北斗市三ツ石352番地の22
債務者　龍崎優美子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
和歌山県田辺市天神崎35番19号　くろしおハイツ101号
債務者　井出智惠美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県行田市持田２丁目18番39号
債務者　石黒　好信
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６５号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地１　公団108―108号、前住所愛知県豊田市保見ケ丘３丁目256番地
債務者　**欄**杭エリカ
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７４号
埼玉県川口市柳崎２丁目13番17―101号　エンゼルハイム川口第２
債務者　金子　敏惠
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５７号
埼玉県幸手市東５丁目17番２号、旧住所埼玉県幸手市栄２番６―505号
債務者　前田　直之
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６７号
さいたま市緑区馬場１丁目９番地２　向山ハイツ202
債務者　新宮　忠秋
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９０号
埼玉県戸田市笹目８丁目13番地の９　小林ハイツ203号室
債務者　遠藤　大樹
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３２号
さいたま市中央区上落合８－１―13　ラベンダーハイツ208号、住民票上の住所埼玉県所沢市大字下新井1405番地の24　ハウス大漁Ｂ－１
債務者　谷口　直美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係